

**情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
CISPR F 作業班（第6回）議事要旨（案）**

- 1 開催日時：平成24年12月26日（水） 10時00分～12時00分
- 2 開催場所：金融庁 14階 1414号会議室
- 3 出席者（順不同）

【構成員】多氣主任（首都大学東京）、平伴主任代理（パナソニック）、山下主任代理（JET）、石田構成員（ARIB）、井上構成員（KEC）、尾上構成員（NHK）、業天構成員（パナソニック）、篠塚構成員（NICT）、徳田構成員（東京大学）、中野構成員（JEMA）、羽田構成員（代理：梶原氏）（JQA）、前川構成員（ダイキン工業）、三塚構成員（TELEC）、森光構成員（JEMA）

【事務局】黒田電磁障害係長、下谷（総務省）

4 議事概要

- (1) 事務局から配付資料の確認が行われた。
- (2) 資料6-1 前回議事要旨案について、修正意見等あれば1週間以内に事務局まで連絡することで承認された。
- (3) 資料6-2 CISPR バンコク会議 SC/F 審議結果について、山下主任代理から説明があり、下記の議論及びコメントがあった。
 - 多氣 主任：補足として、電波利用環境委員会における CISPR15 関連の最近の進捗について、答申の最新版が CISPR15 の第6版を基にしており大分古いものとなっているので、CISPR15 の最新版が発行され次第、答申についても改訂の検討をしていく必要がある旨、委員会の場にてコメントしている。
 - 井上構成員：7.2項で、IEC規格は削除するとあるが、具体的にどういうことか。
 - 山下主任代理：IEC61000-3-8 が CISPR14-1 の Scope に記載されているが、「Standardisation policy of CISPR」の中で、CISPR と IEC は区別して考えるべきとされており、それに従って IEC 規格を例示している箇所を削除することとなったもの。
- (4) 資料6-3 CISPR バンコク会議 SC/F WG1 審議結果について、前川構成員から説明があり、以下の議論があった。
 - 井上構成員：ワイヤレス給電に関する記述があるが、CISPR14 関連でも議論となっているのか。ワイヤレス給電については CISPR11 でも取り扱うことになるようだが、住み分けに関する話等はあるのか。

前川構成員：4月の中間会議の際に、CISPR11との棲み分けといった話は出ていない。
単に家電機器に対してワイヤレス給電が普及するだろうから検討するべきだろうという話になっている。

山下主任代理：4月の時点の話では、IHと同じような機能ではあるが、IHのように加熱調理器具ではなく給電するものとして、家電の一部として取り扱うべきという提案であったことから、家電製品の範疇で考えられているものと思われる。

多氣 主任：CISPR 運営委員会でもこの話題は出ており、今回のバンコク会議の結果では、携帯電話のようなマルチメディア機器や低電力家電機器のワイヤレス給電について、CISPR11を参照することになるのか、参照が可能なかということが提議され、CISPR/F 議長と CISPR/I 議長が問題点を整理した上で今後 CISPR 運営委員会の中で議論することになったようである。また CISPR 総会の場合には、GENELEC の代表から、GENELEC でも近い将来、バッテリー駆動のような低電力駆動デバイスにおけるワイヤレス給電についての体制が必要であり、これは GENELEC で行うより CISPR で行われるべきだろうとコメントがあった。CISPR の中でも運営委員会を含め、各小委員会相互に検討が開始されているところと思われる。

井上構成員：ターゲットとしては電気自動車のような大電力デバイスとなっていくのではないだろうか。

多氣 主任：最終形が大電力デバイスであったとしても、最初は小さい電力から始めていくことになるだろうから、大電力だけをターゲットということではないだろうと思われる。

○井上構成員：照明組み込みレンジフードの評価方法について、我が国の方針としてはどのようにするのか。

前川構成員：我が国としては、CISPR14-1の対象機器ではBlackBoxとして、雑音発生源（照明器具やモーター等各々）に応じた評価をせず、1つの機器として評価をするということを2010年のシアトル会議で考え方が示されており、その考え方に沿うべきという方針で対処していく。

(5) 資料6-4 CISPR バンコク会議 SC/F WG2 審議結果について、平伴主任代理から説明があり、以下の議論があった。

○業天構成員：超低電圧 LED 電球の評価方法の議論の件で、ドイツから放射妨害波の要求に適合すべきという意見が出ていたところ却下となっているが、これは30MHz以上の放射妨害波の規制に対して却下とされているのか。

山下主任代理：CISPR15のTable3A, 3Bが対象なので、低い周波数も含まれている。

○前川構成員：「energy saving lamps」とは、LED 照明のみを指すのか。

平伴主任代理：コンパクト蛍光灯も含まれる。

○三塚構成員：13.1 項で CMAD を適用することが述べられているが、CMAD を適用すると高い周波数において妨害波の測定結果が低くなってしまいが、そのあたりは考慮されているのか。

平伴主任代理：我が国からの提案はあくまで測定における機器配置の提案であり、CMAD を適用するか、VHF-LISN を適用するか等においては、別の問題として取り扱っている。

(6) その他議題として、多氣主任より CISPR バンコク会議の総会の結果について下記のとおり報告があった。

- ・ CISPR 規格における原則及び一貫性における議論があり、各製品規格間での無線保護レベル規格の一貫性について、我が国からは製品規格間で一貫性を持たせることは難しいと意見を述べてきたが、CISPR 運営委員会で原則を示すことが決まった。今後、関連各小委員会で規格を策定する際に、運営委員会から不整合性について指摘を受けた場合、その判断を小委員会に委ねられることとなった。
- ・ CISPR/H 小委員会の幹事国が辞退を表明し、CISPR/H を存続するか、解散して他の小委員会に所掌を移すか、という問題について、総会にて韓国が新たな幹事国に決まり、CISPR/H が存続することが決まった。

(7) CISPR/F/584/ISH 文書の審議について、国内審議の進め方について、審議期日間際に議論が集中し、国内意見を集約できなかった結果、棄権を選択してしまったことについて、多氣主任より説明があった。今後の審議については、余裕を持って議論が出来るように早めに審議に取りかかりたいというコメントが併せて述べられた。

(8) 次回会合は未定。

以 上